



名 議 第 239005 号  
令和 7 年 11 月 26 日

名護市長 渡具知 武豊 殿

名護市議会議長 金城 隆



議決書の送付について

令和 7 年 11 月 25 日、第 314 回名護市議会臨時会において議決した議決書を、  
地方自治法第 16 条、第 123 条第 4 項及び第 219 条の規定により、別紙のとおり  
送付します。

名議第 239005 号  
令和 7 年 11 月 26 日

名護市長 渡具知 武豊 殿

名護市議会  
議長 金城 隆



諮問第 1 号「行政財産を使用する権利に関する処分に係る審査請求について」に関する答申

本議会は、令和 7 年 11 月 25 日付で諮問のあった標記の件について、次のとおり答申する。

記

当該審査請求については、棄却すべきものとする。

諮問第1号

行政財産を使用する権利に関する処分に係る審査請求について

行政財産を使用する権利に関する処分について、別紙のとおり審査請求があったので、議会に諮問します。

令和7年11月25日

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の7第2項の規定により、本案を提出します。

名護市議会議長 金城 隆 殿

名護市長 渡具知 武豊

諮 問 書

名護市漁港管理条例（平成5年条例第30号）第10条の規定に基づく処分に係る審査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の7第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

区分	内容
1 審査請求に係る処分	漁港施設用地占用申請不許可処分
2 審査請求	処分の取消しを求める。
3 諮問の理由	現処分維持が適当と考えられるため。
4 参加人等	審査請求人代理人
5 添付資料等	審理員意見書、事件記録（写し）
6 審査庁担当課等	総務部 総務課

諮問説明書

1 審査請求の内容	
処分庁の名称	名護市長
処分年月日	令和7年3月31日
審査請求年月日	令和7年6月26日
事案の概要	<p>(1) 審査請求人は、令和7年2月14日付けで名護市長に名護市漁港管理条例第10条の規定に基づく甲種漁港施設占用等許可申請書を提出した。</p> <p>(2) 名護市長は、令和7年3月31日付けで令和7年度漁港施設用地占用申請不許可決定を通知した。</p> <p>(3) 審査請求人は、令和7年6月26日、審査庁名護市長に対して、本件処分の取消及び令和7年度甲種漁港施設占用等許可申請を許可するよう求める審査請求を提起した。</p>
2 本件に係る関係法令及び当該法令等に係る参考資料	
名護市漁港管理条例（平成5年条例第30号）	
3 審査庁の判断	
<p>(1) 裁決の方針 本審査請求は、棄却するべきである。</p> <p>(2) 理由 審理員意見書の理由による。</p>	



審理員意見書

令和7年11月13日

名護市長 渡具知 武豊 殿

審理員 喜屋武 智己

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人 [REDACTED] 氏が令和7年6月26日に提起した処分庁名護市長による名護市漁港管理条例（平成5年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する甲種漁港施設用地占用申請不許可処分に対する審査請求（漁港施設用地占用申請不許可処分取消請求事件（令和7年度名行審第1号））の裁決に関する意見を提出する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和7年2月14日付けで名護市長（以下「処分庁」という。）に条例第10条の規定に基づく甲種漁港施設占用等許可申請書を提出した。
- 2 処分庁は、令和7年3月31日付けで令和7年度漁港施設用地占用申請不許可決定（以下「本件処分」という。）を通知した。
- 3 審査請求人は、令和7年6月26日、審査庁名護市長に対して、本件処分の取消及び令和7年度甲種漁港施設占用等許可申請を許可するよう求める審査請求を提起した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

長期にわたって汀間漁港の占用使用を継続しており、施設管理者、漁業従事者との間に問題を生じることにはなかった。

無断係留については、審査請求人の船舶を含めて5隻の船舶が停泊禁止場所に停泊しており、審査請求人に対してのみ、無断係留及び長時間の係留施設の利用が漁業者の漁業活動に支障を及ぼすとの根拠をもって、漁港施設用地占用申請を不許可とすることは、行政の公平性の観点から見ても不当であり、行政裁量の逸脱であると言わざるを得ない。

届出者以外の者による操船について、届出事項には、船舶操船者の特定は記載がなく、届出要件ではなかった。審査請求人は、当然、船舶免許保有者の操船に制限しており、事故の危険等が発生する事情はなかった。本件船舶での事故に際しては、審査請求人以外の者が操船をしていたが、船舶免許を有する適切な者による運航であって、同事故と漁港施設用地占用要件とは無関係である。また、他の船舶においては、日によって船長が異なっており、これら船舶が、従前から操船者全員の氏名が届け出られているとは考えられず、審査請求人にだけ、操船者の届出がないとの理由に更新を拒絶すること

は不当である。

関係する名護漁業協同組合から不許可を求める意見が提出されている点について、運行中に事故が発生した事実は認めるものであり、今後は、より慎重な運航を心がける所存である。しかし、事故は、船舶運航中の事故であり、漁港施設用地占用に伴って生じた事故ではなく、これをもって漁港施設用地占用に支障を来す事情とは考えられない。事故は、極めて偶発的な事故であり、再発の可能性は皆無であり、審査請求人の船舶が日常的に危険運航を繰り返している等の事情は全くないのであって、安全性に対する危惧を根拠とすることは、不当である。また、令和6年、令和7年の漁協からの申し入れについて、汀間漁港施設は、第1種漁港であり、管理者は名護市であることから、第1種漁港は、利用範囲を地元の漁業を主とするもので、国の補助もあり、漁協の排他的独占的設備ではなく、名護市の管理下に置かれ、地元の漁業を主とするとの利用範囲を制限しない限り、地域の円滑な利用を認めることは名護市の裁量であり、漁協の意向を優先させるべきではない。漁協の意に反する者については、漁港施設利用から排除するとの施策は、名護市の管理する汀間漁港の利用制限として不当であるというべきである。

占用不許可の不当性、審査請求人の従前の活動と汀間漁港施設用地占用の必要性について、審査請求人の管理する船舶は、2015年より大浦湾でのサンゴの案内、リーフチェック、環境調査、工事の視察や取材のための船として、大浦湾の環境保護を訴える役割を果たしてきた。審査請求人にだけ漁港施設用地占用申請不許可処分を下すことは、基地に反対する声を萎縮させる行為であると言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分の取り消しを求める。

## 2 処分庁の主張

条例第3条に定める維持運営計画において係留禁止となっている場所に長期にわたり係留、停泊し改善が見られないため、令和6年度甲種漁港施設占用等許可条件に「長時間において係留施設を使用し、漁業者の休憩や出漁準備等を妨げるなど漁業活動に支障を及ぼすことがないようにすること」を追記したが、違法係留が改善されなかった。また、当該船舶は、届出者以外の操船により漁業者と事故を起こしており、条例第2条第2項に定める漁港施設の安全かつ適正な利用に支障となると判断した。

甲種漁港施設占用等許可申請更新予定者に送付している資料（漁港使用上の注意事項）にも、「港内岸壁等の係留及び停泊は認めておりません。」と記載し、各申請者へ周知している。審査請求人の船舶並びにその他プレジャーボートが停泊する箇所の使用について、漁業者から許可を得たと主張しているが、汀間漁港は名護市管理漁港であり許可権者も名護市である。本市はそもそも市管理漁港の護岸等にプレジャーボートの係留及び停泊は認めていない。プレジャーボート同士でメールによる連絡で支障が出ないように出港調整したとされているが、係留している時点で条例第12条第2項に違反している。

甲種漁港施設占用等許可申請更新予定者に送付している資料（通知）にも、「船舶免許証（写し）※複数名の場合、使用者すべての方」と記載しており、漁港使用上の注意事項にも「申請者以外の使用はできません。」と記載し、各申請者へ周知している。

漁業者が潜水中で国際信号旗A旗（潜水作業中である事を示し、潜水土あ

り。微速で十分避けよ)を掲げていたにもかかわらず、審査請求人の船舶は航行時に見張りを怠り事故を起こしている。また、条例第3条第3項に基づき関係漁業協同組合の代表者の意見を聴取したところ、令和6年度、令和7年度ともに審査請求人の許可申請を「不許可としてほしい」とあった。令和6年度の関係漁業協同組合意見聴取後、対象船舶に対し、許可条件「長時間において係留施設を使用し、漁業者の休憩や出漁準備等を妨げるなど漁業活動に支障を及ぼすことがないようにすること」を追記し、内容についても審査請求人へ連絡していたが、令和6年度、審査請求人の船舶は改善されず、常習的に係留を続けていたことを確認している。よって、条例第2条第2項に定める漁港施設の安全かつ適正な利用に支障となると判断した。

令和7年度漁港施設用地占用申請不許可決定について、船舶がどのような活動をし、役割を果たしているかは焦点としていない。甲種漁港施設占用等許可申請書に対して条例違反があったことから占用申請を不許可としている。

以上のことから、本件処分は妥当であり、審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### 第3 理由

#### 1 本件に係る法令等の規定について

##### (1) 名護市漁港管理条例第2条第2項

漁港を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びにその他の法令に従い、漁港施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにするとともに、漁港環境の維持に努めなければならないとされている。

##### (2) 名護市漁港管理条例第3条第1項及び同条第3項

市長は、市の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、毎年度その維持運営計画（公害防止に係る計画を含む。）を定めるものとする。市長は、第1項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者若しくは占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ関係漁業協同組合の代表者の意見を聴かななければならないとされている。

##### (3) 名護市漁港管理条例第10条第1項及び同条第2項

甲種漁港施設（水域施設を除く。）を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。市長は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を付すことができるとされている。

##### (4) 名護市漁港管理条例第12条第2項

前項の規定にかかわらず、漁船以外の船舶を漁港の区域内に一時的に停係泊しようとする者は、市長が告示により指定する施設又は第3条第1項の規定に基づく維持運営計画において指示された施設を使用することとし、使用に当たっては、規則で定めるところにより市長に届け出なければならないとされている。

##### (5) 名護市漁港管理条例第13条

この条例に基づく許可により生ずる権利は、他人に譲渡し、担保に供し、

又は転貸することはできないとされている。

- 2 無断係留及び長時間の係留施設の利用並びに届出者以外の者による操船が条例第2条第2項に定める漁業施設の安全かつ適正な使用の支障に該当するかどうか

- (1) 審査請求人に対してのみ、無断係留及び長時間の係留施設の利用が漁業者の漁業活動に支障を及ぼすとの根拠をもって、漁港施設用地占用申請を不許可とすることは、行政の公平性の観点から見ても不当であり、行政裁量の逸脱であると言わざるを得ないとの主張を行っている。

名護市では、毎年、甲種漁港施設占用等許可申請更新予定者に必要な資料を送付しており、その資料には漁港使用上の注意事項として「港内岸壁等の係留及び停泊は原則認めておりません」と記載し、申請者に対して周知を行っている。処分庁は、これまでの担当職員が口頭等で係留を止めるよう指導していたと弁明している。審査請求人は、口頭意見陳述において、係留禁止区域の存在は把握しておらず、本件処分の通知で知ったと発言していたが、そもそも漁港岸壁等への係留は認められていない。審査請求人が令和6年度まで処分庁から許可を得ていたのは、漁港施設用地占用許可及び船舶の上げ下ろしの許可のみであった。

また、係留禁止区域については、市ホームページで毎年度更新・公開されている汀間漁港維持運営計画に記載しており、誰でも閲覧できる状況であったことから、審査請求人もその事実を把握することが可能な状態であった。

処分庁は、長期にわたる係留、停泊の改善が見られないため、令和6年度の許可条件に「長時間において係留施設を使用し、漁業者の休憩や出漁準備等を妨げるなど漁業活動に支障を及ぼすことがないようにすること」を追加し、さらに、審査請求人へ令和6年4月1日付甲種漁港施設占用等について（通知）にて通知するとともに、当該通知の内容について、審査請求人に電話で伝えたにもかかわらず、改善されなかったことから、条例第2条第2項に定める漁港施設の安全かつ適正な利用に支障となると判断したものであり、行政裁量の逸脱とまでは言えない。

- (2) 届出者以外の者による操船について、届出事項には、船舶操船者の特定は記載がなく、届出要件ではなかったこと、本件船舶での事故に際しては、審査請求人以外の者が操船をしていたが、船舶免許を有する適切な者による運航であって、同事故と漁港施設用地占用要件とは無関係であるとの主張を行っている。また、審査請求人は、口頭意見陳述において、船舶免許証の写しの提出について、臨時的に操船する人の分も提出すべきとの認識はなかったと主張している。

名護市では、毎年、甲種漁港施設占用等許可申請更新予定者に必要な資料を送付しており、その資料には申請に必要な書類として「船舶免許証(写し) ※複数名の場合、使用者全ての方」と記載しており、また、同資料の漁港使用上の注意事項にも「申請者以外の使用はできません」と明確に記載され、審査請求人に対しても、令和6年1月15日付令和6年度漁港施設用地占用・使用に伴う申請について（通知）にて通知している。審査請求人の申請に必要な書類に不備があったこと、また、届出者以外の操船により漁業者と事故を起こしている事実があることを踏まえると、申請者が行うべき安全配慮義務や船舶の適正な利用の十分な認識が確認できないこ

と等を総合的に勘案し、条例第2条第2項に定める漁港施設の安全かつ適正な利用に支障となると判断していることから、当該事故の有無と漁港施設用地占用要件とはまったく無関係であるとまでは言えない。

- (3) 審査請求人は、汀間漁港は、第1種漁港であり、管理者は名護市であることから、第1種漁港は、利用範囲を地元の漁業を主とするもので、国の補助もあり、漁協の排他的独占的設備ではなく、名護市の管理下に置かれ、地元の漁業を主とするとの利用範囲を制限しない限り、地域の円滑な利用を認めることは名護市の裁量であり、漁協の意向を優先させるべきではなく、漁協の意に反する者について漁港施設利用から排除するとの施策は、名護市の管理する汀間漁港の利用制限として不当であるとの主張を行っている。

名護市では、あくまで関係漁業協同組合の意見も参考にしたものすぎず、甲種漁港施設占用等許可申請に係る最終的な判断を行っているものであるから、漁協の意向に沿って、または、優先させているものではなく、不当ではない。

- (4) 審査請求人が反論書において、係留禁止となっている場所に係留している船舶は最大で5隻あり、そのうち、審査請求人の船舶以外は占用申請が更新されていること、また、係留禁止となっている場所に係留していた漁船は、1年以上に渡って出漁しておらず、単に漁船登録がなされているに過ぎない船舶であると主張している。また、係留禁止となっている場所について、令和7年度の汀間漁港維持運営計画において、禁止区域から削除されており、一連の対応は、審査請求人の船舶係留を口実として審査請求人を排除しておいて、排除が完了すれば係留禁止エリアを係留可能エリアに変更してしまうというのであって、審査請求人に対する処分は、極めて恣意的な処分であると言わざるを得ないこと、また、使用者全ての船舶免許証の写しを届け出することは、条例にも名護市漁港管理条例施行規則にも規定されておらず、条例上の根拠も明確ではなく、届出対象の基準も不明である事情を更新拒絶の根拠とすることは不当であると主張している。

名護市では、甲種漁港施設占用等許可申請に係る判断をするに当たり、申請者毎に許可の可否について判断をしており、他の船舶の占用状況が審査請求人への処分に影響するものではない。また、係留していた漁船が単に漁船登録されているに過ぎない漁船であると主張しているが、漁船登録は、漁船法第10条に基づき、都道府県知事が行うものであり、漁船登録されている船舶の稼働状況は、本件処分に関係がない。また、令和7年度の汀間漁港維持運営計画において係留禁止区域の一部を係留禁止区域から削除されていることについては、汀間漁港が手狭となり、拡張整備の工事完了までの間の応急措置という正当な理由があり、また、係留可能となった区域への係留は、漁船のみを対象としていることから、審査請求人の所有する船舶が係留可能になるものではなく、漁船以外の船舶の使用のため甲種漁港施設占用等許可申請をした審査請求人への恣意的な処分であるとの主張は当たらない。また、条例第10条第2項は、市長は甲種漁港施設の占用等を許可するに当たり必要な条件を付すことができるとされており、この規定は、施設の適切な管理をする上で、施設や管理の状況を踏まえ、必要な条件を付し、使用者に明示できることを規定しているものである。このことから、市は、甲種漁港施設占用等許可申請更新予定者に送付

している漁港施設用地占用・使用に伴う申請について（通知）に漁港施設  
占用申請に必要な書類を明記し、また、漁港使用上の注意事項も同封して  
いることから、これらに記載された事項が申請に必要な要件又は条件であ  
ることは、申請者が確認すべきであって、当然に申請に必要なであること  
は容易に想定できるものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人の管理する船舶は、大浦湾の環境保護を訴える役割を果たして  
おり、審査請求人にだけ漁港施設用地占用申請不許可処分を下すことは、基  
地に反対する声を萎縮させる行為であること、また、口頭意見陳述において、  
本件処分の取消を求める署名を提出しているが、これらは、本件処分に至っ  
た事実は何ら関わりがない。また、これら主張の理由により、本件処分を取  
り消すべきことを認める条例等の規定は存在しない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条  
第2項の規定により、棄却されるべきである。

○漁港施設用地占用申請不許可処分取消請求事件（令和7年度名行審第1号）  
審理手続経過（事件記録）

令和7年3月31日	処分庁による漁港施設用地占用申請不許可処分
令和7年6月26日	審査請求人から審査請求書の提出
令和7年7月7日	審査庁が審理員を指名（同日、審理関係人に通知）
令和7年7月8日	処分庁へ審査請求書写しの送付及び弁明書の提出依頼
令和7年7月29日	処分庁から弁明書を受理
令和7年8月7日	審査請求人へ弁明書の送付及び反論書の提出依頼
令和7年8月26日	審査請求人から反論書提出期限延期申立書を受理
令和7年8月26日	審査請求人へ反論書提出期限の延期について通知
令和7年9月25日	審査請求人から反論書を受理
令和7年10月14日	審査請求人へ口頭意見陳述の実施について照会
令和7年10月16日	審査請求人から口頭意見陳述の実施について回答受理
令和7年11月6日	口頭意見陳述の実施
令和7年11月7日	審理関係人へ審理手続終結の通知
令和7年11月13日	審査庁へ審理員意見書を提出